

「(仮称) 静岡市5歳児健康診査アプリ (ASP/SaaS) 導入及びサービス提供業務」公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

静岡市(以下、本市という。)は、国の令和5年度補正予算において「「1歳児」及び「5歳児」健康診査支援事業」が創設されたことにより、令和8年度から静岡市5歳児健康診査事業の実施を予定している。

5歳児健康診査事業は、令和6年3月29日こども家庭庁等による「5歳児健康診査の実施に当たって求められる地域のフォローアップ体制等の整備について」により、保健、医療、福祉、教育の各分野の関係者が連携して実施・フォローアップ体制を構築する必要があるとしており、本市においては、保護者や保育者による問診と併せ、健診チーム・園医による各園巡回型の健診実施による健康診査結果の入力をシステム上にて行うことで、保護者及び関係者の利便性や対象者である幼児のフォローアップ体制の適正化を図りたく、ASP・SaaSを活用した静岡市5歳児健康診査アプリの調達を検討している。

2 業務の概要

(1) 業務名

静岡市5歳児健康診査アプリ (ASP/SaaS) 導入及びサービス提供業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 委託期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日まで

(4) 契約上限金額

7,140,000円(消費税及び地方消費税10%を含む)

※仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※上限額を超えた者は、失格とする。

(5) 支払方法

委託業務完了報告書の提出後に行う検査に合格した後に、一括で支払う。

3 プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

申請日から見積執行(徴収)日までの間、次に掲げる条件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225

号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(3) 暴力団員等(静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。【静岡市役所ホームページ(<https://www.city.shizuoka.lg.jp/> 『検索メニュー』から『ページID:3555』で検索)より、「令和8年度暴力団排除に関する誓約書兼同意書」の提出が済んでいること】

(4) 静岡市入札参加停止等措置要綱(令和6年4月1日施行)による入札参加停止措置の期間中でないこと。

(5) 直近の1年間において、市税(静岡市に対し納付義務があるもの)、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

4 審査スケジュール

内容	期間	注意事項
質問受付	令和8年5月7日(木)17時まで	質問書【様式5】に記載の上、電子メールで提出してください。電話・FAX等での質疑応答は行いません。
質問に対する回答	令和8年5月12日(火)17時まで	質問者に対し、電子メールで送付するとともに、ホームページで公開します。
企画提案書提出(プロポーザル参加申請書等提出書類一式を含む)	令和8年5月18日(月)17時まで(必着)	郵送又は持参してください。 提出場所:静岡市子ども未来局こども家庭福祉課(静岡市役所 静岡庁舎 新館 17階)
プレゼンテーション	令和8年5月21日(木)	
最終審査結果の通知	令和8年5月25日(月)以降	プレゼンテーションの参加者全てに通知します。
契約候補者とならない者が説明を求めたときの説明要求期限	令和8年5月29日(金)17時まで	

説明要求に対する回答	令和8年6月5日(金)17時 まで	
------------	----------------------	--

5 提出書類等

- (1) プロポーザル参加申請書【様式1】(1部)
- (2) 会社概要書【様式2】(1部)
- (3) 類似事業実績報告書【様式3】(1部)
- (4) 商業登記簿謄本(1部) ※コピー可
- (5) 貸借対照表、損益計算書(直近1年度分)(1部) ※コピー可
- (6) 納税証明書(申請日前3ヶ月以内に証明されたもの) ※コピー可
 - ・ 国税:「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書(納税証明書「その3」又は「その3の3」)
 - ・ 市税:静岡市に納税義務がある場合は、法人市民税納税証明書と固定資産税納税証明書

なお、納税義務のない場合は、その旨を記載した申立書を提出すること

- (7) 企画提案書(正本1部、副本5部及び電子ファイル)
- (8) 静岡市5歳児健康診査アプリ機能要件対応表【様式5】
- (9) 見積書(1部)
- (10) 暴力団排除に関する誓約書兼同意書を申請したことがわかる書類

2026年1月より提出方法が電子申請となりました。本プロポーザルに対する提案時に初めて提出する場合は、提出書類を持参する際、申請後画面または送付完了メール等申請したことが客観的にわかる画面を提示してください。郵送で提出する場合は、当該画面を印刷して同封してください。

6 企画提案書について

企画提案書を作成するにあたり、次の事項に留意して作成すること。

- (1) 書式
 - ① 用紙サイズはA4判を基本とし、縦横どちらでも可。
 - ② 企画提案書は紙媒体6部(正本1部及び副本5部)及び電子ファイル(電子メール等による)1部を提出すること。
 - ③ 電子ファイルの形式は、MicrosoftWord、MicrosoftPowerPoint、MicrosoftExcel、PDF形式とすること。
 - ④ 提案書のページ数制限は設けないが、準備を含み20分で説明できる内容とすること。
 - ⑤ 散逸しないような形で綴ること。
- (2) 記載項目

- ① 提案項目に対する審査基準【別紙】の評価項目及び評価のポイント並びに静岡市5歳児健康診査アプリ機能要件対応表【様式5】に対応する形で記載すること。
- ② スケジュール・費用見積内訳

7 プレゼンテーション

(1) 実施方法等

- ① プレゼンテーションにおける時間配分の目安は次のとおり。
 - ア 準備：5分
 - イ 説明：15分
 - ウ 質疑応答：10分
- ② プレゼンテーションは、原則として、本業務を受託する際に担当者として従事する者が行うこと。
- ③ プレゼンテーションの出席者は、3名以内とする。
- ④ プレゼンテーションにパソコンを使用する場合は持参すること。
- ⑤ プロジェクター、スクリーン等は事務局が用意する。
- ⑥ 提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容については非公開とする。

(2) 評価者

本市が設置する静岡市5歳児健康診査アプリ（ASP/SaaS）導入及びサービス提供業務におけるプロポーザル審査会における審査員が評価者となる。

(3) 企画提案の評価

企画提案書、見積金額及びプレゼンテーションの内容について、提案項目に対する審査基準【別紙】に基づき項目ごとに数値化して採点し、合計点数の最高得点を得た者を本委託業務の候補者とする。提案項目に対する審査基準の評価項目を参考にして、プレゼンテーションを行うこと。

ただし、同一の最高得点を得た参加者が複数存在した場合は、見積金額の低い参加者を優先して特定し、更に見積金額が同額の場合は、本業務を担当しない市職員によるくじ引きにより特定します。

なお、最高得点を得た参加者との協議が調わない場合等、契約に至らない場合は、次点者と協議を行います。

(4) 要求水準を満たさない場合

以下の場合、候補者の特定しない。

- ① 審査員の1名でも40点を下回る評価をした場合。
- ② 審査員の評価点の合計が300点を下回った場合。

8 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とする。

- (1) 提出すべき書類に不足や虚偽の記載があった場合。
- (2) プレゼンテーションの集合時刻に集合しなかった場合。
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。
- (4) その他この書面に示した条件に適合しない場合。

9 契約手続き等

選定結果の通知後、仕様書等に提案内容を反映させた上で、候補者と契約内容について調整し、見積執行を行い、随意契約の締結手続きを行う。

10 その他

- (1) 提出していただいた書類等は、返却しません。
- (2) 提出書類作成、プレゼンテーションに係る費用は、貴社の負担とします。
- (3) 提出期限以降に関係書類の差し替えや再提出は認めません。
- (4) 提出書類作成等のため本市から入手した資料等がある場合は、本市の了解なく使用及び公表することはできません。
- (5) 提出書類について本市は選定手続きに必要な範囲において複製することがあります。
- (6) 提出書類は契約候補者選定の目的以外に使用しません。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年4月1日条例第4号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示します。

11 事務局（問合せ先）

〒420 - 8602

静岡県静岡市葵区追手町5番1号（静岡市役所 静岡庁舎 新館17階）

静岡市子ども未来局子ども家庭福祉課 母子保健係 担当者：鈴木・清水・山口

電話：054-221-1574

メール：kodomokatei@city.shizuoka.lg.jp